

射水市国民健康保険運営協議会

日 時 令和8年2月4日(水)
午後3時から

場 所 本庁舎301会議室

次 第

1 開会

2 会長及び会長職務代理者選出

3 協議事項

- (1) 令和7年度・8年度に改正又は改正予定の条例等について
…………… 資料 1

4 報告事項

- (1) 国民健康保険事業特別会計令和7年度決算見込及び令和8年度
当初予算(案)について …………… 資料 2

- (2) 令和8年度事業費納付金及び標準保険税率の算定結果について
…………… 資料 3

- (3) 令和8年度射水市国民健康保険事業計画(案)について
…………… 資料 4

- (4) 保健事業の実施状況 …………… 資料 5

令和7年度・8年度に改正又は改正予定の条例等について

I 令和7年度において改正した条例等

1 射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年6月改正）

(1) 改正内容

ア 国民健康保険税課税限度額の見直し

高所得層に応分の負担を求めるため、課税限度額を次のとおり改正するもの。

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改正案	
基礎課税額	65万円	66万円	1万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円	2万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	据え置き
合 計	106万円	109万円	3万円

イ 国民健康保険税軽減判定所得の見直し

経済動向等を踏まえ、保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を次のとおり改正するもの。

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改正案
7割	基礎控除額 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5割	基礎控除額 43万円 + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額 43万円 + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額 43万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療保険の被保険者になった者で、引き続き同一の世帯に属するもの

(2) 施行期日等

ア 施行期日・・・条例公布の日

イ 適用区分・・・令和7年度分から適用

II 令和8年度において改正を予定している条例

1 射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

(1) 子ども・子育て支援納付金分保険税率の設定

所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
0.30%	1,297円	843円	99円

※県が示す標準税率であり、変更の可能性がある。

(2) 課税限度額の引き上げ

区 分	課 税 限 度 額		引上額
	現 行	改正案	
基礎課税額	66万円	67万円	1万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	据え置き
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
合 計	109万円	110万円	1万円

(3) 軽減判定所得基準額の引き上げ

軽減割合	軽 減 判 定 所 得 の 基 準 額	
	現 行	改正案
7割	基礎控除額43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	現行どおり
5割	基礎控除額43万円 + 30.5万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額43万円 + 31万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)
2割	基礎控除額43万円 + 56万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	基礎控除額43万円 + 57万円 × (被保険者 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)

※ 地方税法の改正に合わせ、本市条例の改正案を上程予定（令和8年6月市議会に議案提出予定）

1 令和7年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込

※決算見込額が当初予算額を上回る予算科目については、補正予算で対応しています。

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額 A	決算見込額 B	差引額 B-A
1	国民健康保険税			1,338,931	1,357,417	18,486
	1	目	一般被保険者国民健康保険税	1,338,763	1,357,249	18,486
	2	目	退職被保険者等国民健康保険税	168	168	0
2	使用料及び手数料			400	400	0
3	国庫支出金			17,017	9,249	△ 7,768
4	県支出金			5,215,805	5,328,514	112,709
	1	項	県負担金	5,215,804	5,328,513	112,709
		1	節 保険給付費等交付金(普通交付金)	5,078,492	5,176,662	98,170
		2	節 保険給付費等交付金(特別交付金)	137,312	151,851	14,539
	2	項	県補助金	0	0	0
	3	項	財政安定化基金交付金	1	1	0
5	財産収入			591	2,788	2,197
6	繰入金			523,575	488,080	△ 35,495
	1	項	他会計繰入金	523,574	488,080	△ 35,494
	2	項	基金繰入金	1	0	△ 1
7	繰越金			1	131,397	131,396
8	諸収入			13,912	14,176	264
	1	項	延滞金、加算金及び過料	8,000	8,000	0
	2	項	預金利子	1	1	0
	3	項	貸付金元利収入	450	450	0
	4	項	雑入	5,461	5,725	264
			歳入合計	7,110,232	7,332,021	221,789

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	節(事業名)	当初予算額 A	決算見込額 B	差引額 B-A
1款	総務費			126,703	122,756	△ 3,947
	1項	総務管理費		88,681	92,621	3,940
	2項	徴税費		28,363	20,476	△ 7,887
	3項	運営協議会費		181	181	0
	4項	趣旨普及費		1,007	1,007	0
	5項	医療費適正化特別対策事業費		8,471	8,471	0
2款	保険給付費			5,090,492	5,188,662	98,170
	1目	一般被保険者療養給付費		4,307,926	4,366,539	58,613
	2目	一般被保険者療養費		53,316	59,316	6,000
	3目	審査支払手数料		13,992	13,992	0
	1目	一般被保険者高額療養費		692,249	725,806	33,557
	2目	一般被保険者高額介護合算療養費		800	800	0
	1目	一般被保険者移送費		300	300	0
	1目	出産育児一時金		18,000	18,000	0
	2目	支払手数料		9	9	0
	1目	葬祭費		3,900	3,900	0
3款	国民健康保険事業費納付金			1,756,057	1,756,057	0
	1項	医療給付費分		1,196,750	1,196,750	0
	2項	後期高齢者支援金等分		414,860	414,860	0
	3項	介護納付金分		144,447	144,447	0
4款	財政安定化基金拠出金			1	1	0
5款	保健事業費			94,075	85,614	△ 8,461
	1目	保健衛生普及費		8,494	8,494	0
	2目	疾病予防費		14,545	14,545	0
	3目	出産費資金貸付金		450	450	0
	1目	特定健康診査費事業費		58,204	53,584	△ 4,620
	2目	特定保健指導費事業費		12,382	8,541	△ 3,841
6款	基金積立金			591	101,706	101,115
7款	公債費			50	50	0
8款	諸支出金			12,263	47,175	34,912
9款	予備費			30,000	30,000	0
			歳出合計	7,110,232	7,332,021	221,789
			収支差引(歳入合計 - 歳出合計)	0	0	0
			単年度収支見込 (△29,693千円)	589	△ 29,691	△ 30,280

※ 単年度収支=収支差引-繰越金-基金繰入金+基金積立金

国保財政調整基金残高見込額(年度末)	583,647
--------------------	---------

2 令和8年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算(案)

注) 令和8年度当初予算額(案)については、予算編成中であり担当課要求段階でお示しておりますので、取扱にはご注意をお願いいたします。

なお、予算編成過程において、予算額が変更となる場合があります。

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	節	R8当初予算額 (案) A	R7当初予算額 B	増減 A-B	伸率 (%)
1	国民健康保険税			1,346,027	1,338,931	7,096	0.5
	1	一般被保険者国民健康保険税		1,345,962	1,338,763	7,199	0.5
	2	退職被保険者等国民健康保険税		65	168	△ 103	△ 61.3
2	使用料及び手数料			500	400	100	25.0
3	国庫支出金			7,936	17,017	△ 9,081	—
4	県支出金			5,184,443	5,215,805	△ 31,362	△ 0.6
	1	県負担金		5,184,442	5,215,804	△ 31,362	△ 0.6
		1	節 保険給付費等交付金(普通交付金)	5,045,403	5,078,492	△ 33,089	△ 0.7
		2	節 保険給付費等交付金(特別交付金)	139,039	137,312	1,727	1.3
	2	県補助金		0	0	0	—
	3	財政安定化基金交付金		1	1	0	0.0
5	財産収入			2,896	591	2,305	390.0
6	繰入金			686,653	523,575	163,078	31.1
	1	他会計繰入金		488,897	523,574	△ 34,677	△ 6.6
	2	基金繰入金		197,756	1	197,755	19775500.0
7	繰越金			1	1	0	0.0
8	諸収入			12,395	13,912	△ 1,517	△ 10.9
	1	延滞金、加算金及び過料		8,000	8,000	0	0.0
	2	預金利子		1	1	0	0.0
	3	貸付金元利収入		450	450	0	0.0
	4	雑入		3,944	5,461	△ 1,517	△ 27.8
	歳入合計			7,240,851	7,110,232	130,619	1.8

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	節(事業名)	R8当初予算額 (案) A	R7当初予算額 B	予算増減 A-B	伸率 (%)
1	款		総務費	116,291	126,703	△ 10,412	△ 8.2
	1	項	総務管理費	86,790	88,681	△ 1,891	△ 2.1
	2	項	徴税費	20,770	28,363	△ 7,593	△ 26.8
	3	項	運営協議会費	181	181	0	0.0
	4	項	趣旨普及費	746	1,007	△ 261	△ 25.9
	5	項	医療費適正化特別対策事業費	7,804	8,471	△ 667	△ 7.9
2	款		保険給付費	5,057,403	5,090,492	△ 33,089	△ 0.7
	1	目	一般被保険者療養給付費	4,266,054	4,307,926	△ 41,872	△ 1.0
	2	目	一般被保険者療養費	50,848	53,316	△ 2,468	△ 4.6
	3	目	審査支払手数料	13,356	13,992	△ 636	△ 4.5
	1	目	一般被保険者高額療養費	704,437	692,249	12,188	1.8
	2	目	一般被保険者高額介護合算療養費	800	800	0	0.0
	1	目	一般被保険者移送費	300	300	0	0.0
	1	目	出産育児一時金	18,000	18,000	0	0.0
	2	目	支払手数料	8	9	△ 1	△ 11.1
	1	目	葬祭費	3,600	3,900	△ 300	△ 7.7
3	款		国民健康保険事業費納付金	1,923,880	1,756,057	167,823	9.6
	1	項	医療給付費分	1,300,166	1,196,750	103,416	8.6
	2	項	後期高齢者支援金等分	431,581	414,860	16,721	4.0
	3	項	介護納付金分	147,626	144,447	3,179	2.2
	4	項	子ども・子育て支援納付金分	44,507		44,507	#DIV/0!
4	款		財政安定化基金拠出金	1	1	0	0.0
5	款		保健事業費	97,067	94,075	2,992	3.2
	1	目	保健衛生普及費	10,998	8,494	2,504	29.5
	2	目	疾病予防費	17,125	14,545	2,580	17.7
	3	目	出産費資金貸付金	450	450	0	0.0
	1	目	特定健康診査費事業費	57,274	58,204	△ 930	△ 1.6
	2	目	特定保健指導費事業費	11,220	12,382	△ 1,162	△ 9.4
6	款		基金積立金	2,896	591	2,305	390.0
7	款		公債費	50	50	0	0.0
8	款		諸支出金	13,263	12,263	1,000	8.2
9	款		予備費	30,000	30,000	0	0.0
			歳出合計	7,240,851	7,110,232	130,619	1.8
			収支差引(歳入合計 - 歳出合計)	0	0	0	0
			単年度収支見込	△ 194,861	589	△ 195,450	△ 33183.4

※ 単年度収支=収支差引-繰越金-基金繰入金+基金積立金

国保財政調整基金残高見込額(年度末)	388,787
--------------------	---------

令和8年度事業費納付金及び標準保険税率の算定結果について

1 1人あたり納付金

県全体の保険給付費に充てるための保険税収納必要額(事業費納付金)を、各市町村の医療費水準、所得水準等で按分し、各市町村が県へ納付するものです。

1人あたり 事業費納付金	R7年度	R8年度 (前年度比)
射水市	137,245 円	153,102 円 (11.6%)
県全体	138,635 円	155,587 円 (12.2%)

2 標準保険税率

事業費納付金の財源は、被保険者からの保険税となっていますが、本市の標準保険税率(事業費納付金に見合う理論上の保険税率、県公表値)は、次のとおりとなりました。

令和8年度の標準保険税率と現行保険税率を比較すると、医療分(平等割)以外は現行保険税率の方がすべて低い値となっています。

	医療分(基礎賦課分)			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
標準保険税率①	7.38	31,879	20,405	2.68	11,500	7,361	2.50	12,540	6,154
市現行保険税率②	6.80 %	24,000 円	24,000 円	2.50 %	9,800 円	6,800 円	1.80 %	10,400 円	6,000 円
②-①	△0.58	△7,879	3,595	△0.18	△1,700	△561	△0.70	△2,140	△154
	子ども支援納付金分								
	所得割	均等割	平等割	18歳以上 均等割					
標準保険税率①	0.30	1,297	843	99					
市現行保険税率②	%	円	円	円					
②-①									

3 今後の方針

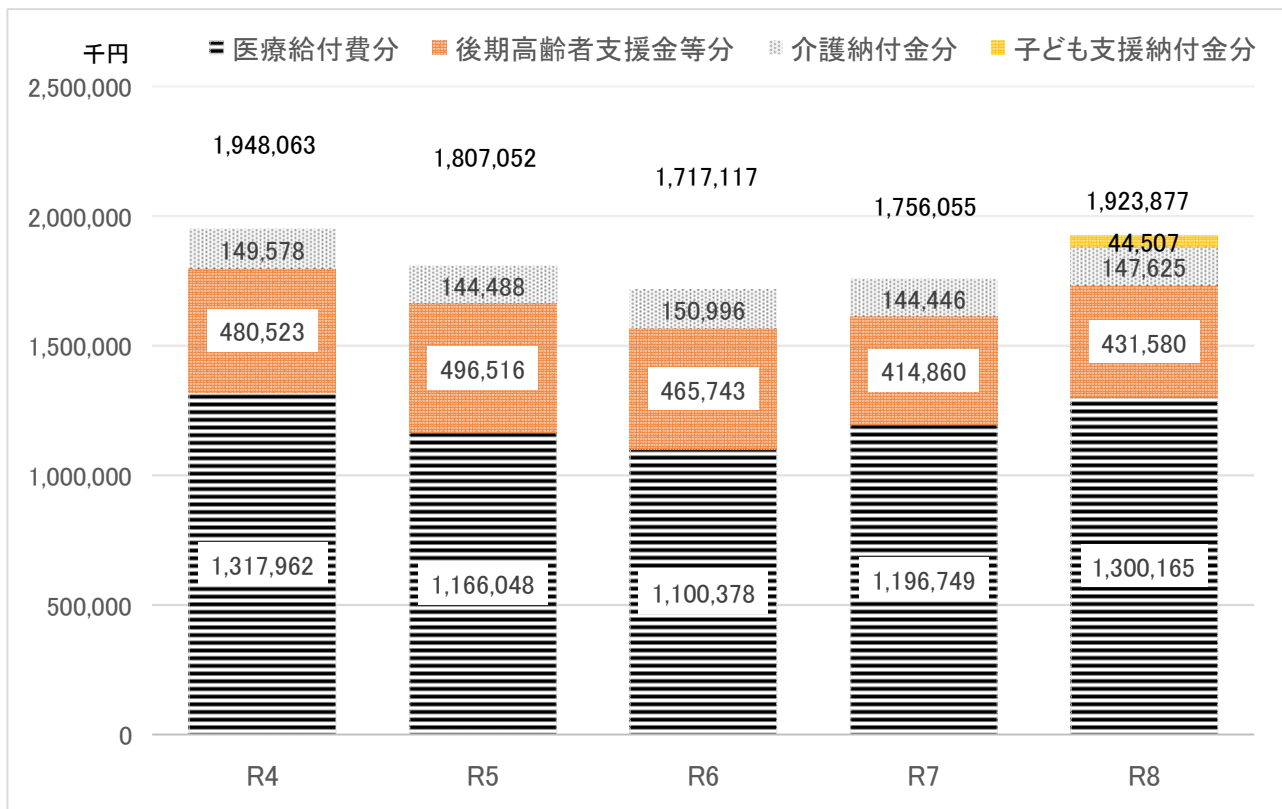
令和3年度から令和5年度にかけて保険税率等を段階的に引き上げる改定を行ってきたことから、引き続き、財源が不足する場合は財政調整基金からの繰入等で収支の均衡を図ることとし、基金の残高や保険税、納付金額の推移等を注視していきます。

－参考－

国民健康保険事業費納付金の推移

(単位:千円)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8
医療給付費分	1,317,962	1,166,048	1,100,378	1,196,749	1,300,165
後期高齢者支援金等分	480,523	496,516	465,743	414,860	431,580
介護納付金分	149,578	144,488	150,996	144,446	147,625
子ども支援納付金分	—	—	—	—	44,507
合計	1,948,063	1,807,052	1,717,117	1,756,055	1,923,877



令和 8 年 度

射水市国民健康保険事業計画書
(案)

射水市福祉保健部保険年金課

1 基本方針

本市の国民健康保険においては、後期高齢者医療制度への移行等により被保険者数が年々減少しており、その一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化、生活習慣病の増加等の影響による一人当たり保険給付費は年々増加している。そのため、県に納める一人当たり納付金も年々増加しており、国保財政は大変厳しい状況となっている。

このような中、医療費の増加に対応し、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、令和2年度に保険税率を改定した。

令和3年度から5年度までの3年間、保険税率を段階的に改定し財政基盤を強化するとともに、収納率向上対策事業や医療費適正化対策事業等に積極的に取り組み、中期的な国保財政の健全化を図ってきている。

また、疾病の早期発見による重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、被保険者の健康寿命の延伸を目指すものとする。

併せて、令和8年8月に「高額療養費制度」の見直しが予定されていることから、引き続き市報やホームページ等を通して制度の周知に努めていく。

2 重点事項

(1) 収納率向上対策の推進

本市の国民健康保険税の令和5年度（現年度）収納率は95.7%、令和6年度（現年度）収納率は96.3%であり、高い水準を維持している。

国民健康保険税は国保財政にとって重要な財源であり、負担の公平を図る観点からも収納対策課と連携し、収納率の更なる向上を図る。

収納率の向上対策として、次の取組を行う。

- ① 収納体制の充実・強化
- ② 口座振替の推進
- ③ 滞納者対策の強化

(2) 医療費適正化対策の推進

医療費適正化の推進は、国保財政の健全性を維持するために欠かせないものであり、そのための対策として、次の取組を行う。

- ① レセプト点検の強化

- ②後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進
- ③被保険者への情報提供
- ④適正な給付等を行うための取組

（３）保健事業の推進

被保険者の疾病の早期発見により重症化を予防することで、健康寿命の延伸及び医療費適正化を図るため、次の取組を行う。

- ①特定健康診査及び特定保健指導の推進
- ②重複・多剤服薬（ポリファーマシー）対策の推進
- ③保健事業の実施
- ④疾病予防事業の実施

（４）その他

- ①中期的な国保財政の健全化
- ②被保険者資格の適用適正化の推進
- ③国民健康保険制度や各種事業の周知・普及啓発
- ④職員の資質向上

3 事業内容

事業項目	新規 ／ 継続	事業実施内容	実施時期	主管課
1 収納率向上対策				
(1) 収納体制の 充実・強化	継続 継続 継続 継続 継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ・クレジットカード納付の実施 ・スマホ決済（モバイルレジ）による納付の実施 ・スマホ決済（電子マネー）による納付の実施 ・「射水市コールセンター」を設置し、現年分未納者へ電話催告を実施 ・文書催告等を行い、納付相談等を実施 ・諸届け出時に収納状況を確認し、未納の場合は納付相談を実施 	通 年 通 年 通 年 通 年 通 年 通 年	収納対策課 収納対策課 収納対策課 収納対策課 収納対策課 保険年金課
(2) 口座振替の 推進	継続 継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口で口座振替登録ができる「ペイジー口座振替受付サービス」の利用促進 ・国保加入時等窓口でチラシを配布し勧奨 ・web 口座振替受付サービスの実施 	通 年 通 年 通 年	収納対策課 保険年金課 保険年金課
(3) 滞納者対策 の強化	継続 継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・納付勧奨及び納付相談 ・納付状況に応じて「特別療養の資格確認書」の交付 ・悪質な滞納者には差押等の滞納処分を実施 	通 年 通 年 通 年	保険年金課 保険年金課 収納対策課
2 医療費適正化 対策の推進				
(1) レセプト点 検の強化	継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト管理システムによる資格照合及び給付点検の実施 ・国保連合会による内容点検、横覧・縦覧点検を実施 	通 年 通 年	保険年金課 保険年金課
(2) 後発医薬品 の普及啓発	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額をお知らせし、医療費の軽減を図 	年 2 回	保険年金課

	継続	る。 ・ジェネリック医薬品希望シールを配布し、普及促進に努める。	7 月	保険年金課
(3)被保険者への情報提供	継続	・受診状況を確認することにより、自身の健康と適正受診に理解を深めてもらうため医療費通知を送付	年 6 回	保険年金課
(4)適正な給付等を行うための取組	継続	・海外療養費の適正な給付を行うため、国民健康保険団体連合会へ審査業務を委託	通 年	保険年金課
	継続	・第三者行為による被害に係る求償事務について、該当一覧表、新聞記事、市消防本部提供の救急搬送情報及び各種給付申請書（療養費、高額療養費、葬祭費、限度額認定証）の記載等により、対象者の把握に努める。 また、該当一覧表をもとに速やかに実態を調査するとともに、届出未提出の該当者へは、被害届の提出を促す。	通 年	保険年金課
3 保健事業の推進	継続	・40歳から74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施。また、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、保健指導を実施	通 年	保険年金課 保健センター
	継続	・糖尿病リスクを信号機に例えた健診結果通知を配布し、自身の健康状態を認識してもらう。	6 月～2 月	保険年金課
	継続	・特定健診未受診者を対象に受診勧奨を実施	8 月～10 月	保険年金課
	継続	・特定健診未受診者を対象に、休日等集団健診を7回実施	10～12 月	保険年金課
	継続	・特定健康診査受診者を対象に結果説明会を2回実施し、継続受診の重要性を伝える。	10・12 月	保険年金課
	継続	・タブレット端末を活用した保健指導の実施	通 年	保険年金課 保健センター
	継続	・PCやスマートフォン等オンライン上での遠隔面談で保健指導を実施	通 年	保険年金課

4 その他 (1) 中期的な 国保財政な 健全化	継続	・国保と保健センターが共同で、事業内容を掲載した「大人の健康カレンダー」を全世帯に配布し、健康管理意識の啓蒙を図る。	4 月	保険年金課 保健センター
	継続	・日常生活の中で運動習慣の定着化を図り、生活習慣病を予防するため、身体すっきり教室を開催	6 月～3 月	保険年金課
	継続	・若年健康診査（35～39 歳）を実施し、若い世代から健診の重要性や定着化を図り健康づくりへの理解を深めてもらう。	8 月～9 月	保険年金課
	継続	・若年健康診査の未受診者を対象に、休日等集団健診を実施	10～12 月	保険年金課
	継続	・若年健康診査の対象者のうち、38 歳及び 39 歳の方を重点に、はがきによる受診勧奨を実施	9 月	保険年金課
	継続	・多受診者（重複・頻回受診者、重複服薬者）への訪問指導の実施	8 月～3 月	保険年金課
	継続	・多くの薬剤を服用している者に対し、適切な服薬を促す通知書を送付	年 1 回	保険年金課
	継続	・疾病の早期発見・早期治療を図るため、人間ドック等の受検費用の一部助成を実施	通 年	保険年金課
	新規	・節目年齢（40 歳、50 歳）対象者に人間ドック助成費用を拡大	通 年	保険年金課
	継続	・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 ①糖尿病未治療者・治療中断者への医療機関受診勧奨通知 ②糖尿病性腎症の可能性の高い者や糖尿病性腎症患者に対する医療と連携した保健指導の実施	通 年	保険年金課 保健センター
	継続	・国保財政の収支均衡を図るため、県が示す標準保険料率を参考に、適正な国民健康保険税について検討する。	通 年	保険年金課

(2) 資格の適用適正化の推進	継続	・ 居所不明者については、実態調査を実施し、資格喪失処理を推進する。	通 年	保険年金課
	継続	・ 年金の資格得喪情報を活用し、資格の適用適正化に努める。	通 年	保険年金課
	継続	・ 世帯内の被用者保険の被扶養者に移行可能なものを調査し、扶養申請するよう指導する。	通 年	保険年金課
	継続	・ ㊦証交付者で、卒業予定を過ぎても届出のないものに、他保険に加入の場合は届けるよう指導する。	通 年	保険年金課
(3) 国民健康保険制度や各種事業の啓発	継続	・ 国民健康保険制度や各種事業について、市広報、ホームページ及びケーブルテレビによる普及・周知を図る。	通 年	保険年金課
(4) 職員の資質向上	継続	・ 職員の資質向上を図るため、定期的に制度の仕組み、課題等について研修する。	通 年	保険年金課
	継続	・ 県や国保連合会等で実施する研修に積極的に参加し、情報収集や情報交換を行う。	通 年	保険年金課

4 事業実施の目標値

※各欄の（ ）書きは令和6年度実績を示す。

(1) 収納率の目標（全体）

現年分収納率	滞納繰越分収納率
96.6%	21.3%
(96.3%)	(21.2%)

(2) 被保険者一人当たり療養諸費費用額の目標

費用額
431,781円
(436,143円)

(3) 医療費三要素の目標

受診率	1件当たり日数	1日当たり診療費
1063.14件	1.80日	17,088円
(1073.88件)	(1.82日)	(17,261円)

※受診率：被保険者100人当たりの受診件数（単位：件/100人）

(4) レセプト点検による財政効果の目標

区分	資格点検	内容点検	計
一人当たり効果額	1,368円 (944円)	268円 (299円)	1,636円 (1,243円)

(5) 後発医薬品の利用促進に係る目標

【第3期保健事業計画及び厚生労働省「保険者別後発医薬品の使用割合」から】

普及率（数量シェア）
82.4%
(89.8%)

(6) 第三者行為求償事務に係る数値目標 (提出率、平均日数)

国保適用開始から60日以内の提出率	勧奨後の30日以内の提出率	傷病届受理日までの平均日数	レセプトへの「10.第三」の記載率
44% (33%)	10% (0%)	66日 (354日)	100% (100%)

射水消防からの情報提供やニュース、新聞等により第三者行為を発見した件数 件数
1件 (0件)

(7) 特定健康診査受診率の目標 【第4期特定健康診査等実施計画から】

受診率
55.0 % (49.7%)

(8) 特定保健指導実施率の目標 【第4期特定健康診査等実施計画から】

実施率
50.0% (38.2%)

保健事業の実施状況

第3期データヘルス計画(令和6年度～令和11年度)で設定した目標を達成するため、以下の保健事業を実施しています。
令和6年度の各保健事業の実施状況は、次のとおりです。

※達成状況 A・・・目標値を達成
B・・・目標値は達成できなかったが、目標に近い成果あり
C・・・目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり
D・・・効果があるとはいえない

No.	事業名	事業内容	評価指標 ・アウトカム指標…最終的な効果 ・アウトプット指標…事業実施量	計画策定時 の実績 (R4)	年度実績		目標値	達成 状況 ※
					2024年度 (R6)	2024年度 (R6)		
1	特定健康診査事業	特定健診の実施、特定健診の受診勧奨、健診結果説明会の開催	アウトカム	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	35.2%	35.7%	34.5%	D
				受診勧奨実施者の受診率	(R5) 32.3%	34.2%	38.0%	C
			アウトプット	特定健康診査受診率	49.2%	49.7%	51.0%	C
				特定健康診査受診率(40歳～64歳)	34.0%	35.8%	35.0%	A
2	特定保健指導事業	特定保健指導(積極的支援、動機付け支援)の実施	アウトカム	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	(R3) 17.3%	18.1%	17.8%	A
				1回30分以上の運動習慣なしの男性の割合	59.5%	61.0%	59.5%	D
				1回30分以上の運動習慣なしの女性の割合	66.6%	66.3%	66.5%	A
			アウトプット	特定保健指導実施率(終了者の割合)	40.6%	38.2%	44.0%	C
3	糖尿病性腎症重症化予防事業(受診勧奨)	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、健診異常値放置者及び糖尿病治療中断者に対し、受診勧奨通知の送付及び訪問・電話による受診勧奨を行い、早期の受診を促す。	アウトカム	健診異常値放置者への受診勧奨後の受診率	54.5%	37.5%	55.0%	D
				糖尿病治療中断者への受診勧奨後の受診率	50.0%	37.5%	50.5%	D
			アウトプット	受診勧奨実施率	100.0%	100.0%	100.0%	A
4	糖尿病性腎症重症化予防事業(保健指導)	糖尿病性腎症のリスク保有者のうち、糖尿病未治療者及び腎症と想定される治療中患者に対し、医療と連携した糖尿病性腎症保健指導プログラムを行う。	アウトカム	保健指導した未治療者のうち、翌年度のHbA1c値が改善維持した人の割合	0	該当者なし	100.0%	—
				保健指導した治療中患者のうち、翌年度のHbA1c値が改善維持した人の割合	100.0%	80.0%	100.0%	B
			アウトプット	未治療者への保健指導実施率	9.1%	0	10.0%	D
				治療中患者への保健指導実施率	33.3%	45.5%	35.0%	A
5	血糖コントロール不良者への保健指導事業	特定健診の結果から血糖等コントロール不良者及び非メタボの受診勧奨域者と特定された者に対し、看護師等が個別訪問し、生活習慣の改善や適正受診等について保健指導を実施する。	アウトカム	血糖コントロール不良者の割合	8.0%	8.3%	7.9%	C
				非メタボでHbA1c6.5以上の未治療者の割合	4.1%	3.5%	4.0%	A
			アウトプット	保健指導予定者に対する指導実施人数の割合	100.0%	100.0%	100.0%	A
6	オンライン健康相談事業	(特定保健指導対象外の)糖尿病予備軍を対象とし、ICTを活用した参加者本人によるデータ管理や保健師による定期的な遠隔保健指導を実施する。	アウトカム	保健指導後の行動変容率	66.7%	50.0%	67.5%	C
			アウトプット	保健指導予定者に対する指導人数の割合	30.0%	30.0%	30.0%	A
7	ジェネリック医薬品普及促進事業	ジェネリック医薬品の使用促進のため広報啓発を行うほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。	アウトカム	ジェネリック医薬品普及比	82.4%	89.8%	82.4%	A
			アウトプット	差額通知割合	100.0%	100.0%	100.0%	A
8	多受診者訪問指導事業(重複・頻回受診、重複服薬)	重複受診者や重複服薬者に対し、保健師等が個別訪問し実態を把握しながら、適正受診の指導を行う。	アウトカム	訪問指導後の行動変容率	82.6%	100.0%	84.0%	A
			アウトプット	訪問指導実施率	76.7%	83.3%	100.0%	C
9	多剤通知事業	多剤服薬者に対し、薬剤情報を記載した通知書を送付することで、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談及び適切な服薬を促し、薬物有害事象を防ぐ。	アウトカム	医薬品数改善割合	25.3%	25.9%	50.0%	C
			アウトプット	多剤通知実施率	100.0%	100.0%	100.0%	A
10	生活習慣病予防教室	メタボリックシンドロームに該当しない血糖・脂質・血圧境界域の者に対し、生活習慣病予防に向けた専門職による健康教室を市医師会と連携し実施する。	アウトカム	参加者の血糖・脂質・血圧値いずれかの改善維持の割合	69.8%	72.7%	増加	A
			アウトプット	教室参加者数	43人	77人	増加	A
11	健康相談・訪問指導	メタボリックシンドロームに該当しない血糖・脂質・血圧境界域の者に対し、来所・訪問による健康相談を実施する。	アウトカム	相談者の血糖・脂質・血圧値いずれかの改善維持の割合	73.6%	74.0%	増加	A
			アウトプット	相談者数	87人	73人	増加	C
12	身体すっきり教室	運動指導士による運動教室及び看護師による健康相談を実施する。	アウトカム	継続参加者数	11人	15人	15人	A
			アウトプット	実施回数	10回	10回	10回	A